

# 仕 様 書

## 1 件名

令和3年度荒川区伝統工芸技術記録映像制作委託

## 2 作品名

「伝統に生きる - あらかわの工芸技術 - 漆塗 角 光男」

## 3 制作対象

荒川区登録無形文化財保持者 漆塗 角 光男（荒川区西尾久在住）

## 4 制作の趣旨

区内に受け継がれる伝統工芸技術とその保持者を映像による記録として保存し後世に伝えるとともに、その技術の普及をはかり、地域文化に対する区民の理解を深めることを目的とする。

## 5 作品概要

- (1) 技術の歴史と系譜
- (2) 作品の制作工程
- (3) 道具等の解説
- (4) 保持者の紹介（インタビュー含）、保持者の作品紹介、環境等の解説
- (5) 作品は約20～29分程度 30分を超えない長さとする

## 6 納入品

- (1) ビデオテープ（VHS） 2本
- (2) DVD 70枚
- (3) BD 2枚
- (4) マスター（XDCAM・デジタルデータ等） 1本ずつ  
以上は編集されたもの。DVD・BDについては、場面・内容の切れ目及び時間を目安に  
適宜チャプター分けしたもの。
- (5) 完成シナリオ 70部 A4：オフセット印刷
- (6) プレスシート 1000部  
表面：保持者プロフィール、顔写真  
裏面：技術工程紹介、工具の写真等  
A4：コート紙、4色、4/6判110kg
- (7) 撮影現場スチール写真・完成工芸品・道具・材料等の写真・プレスシート用顔写真
- (8) 撮影テープ

- ( 9 ) 制作レポート( 撮影状況、日時、撮影対象、撮影方法等を記したもの)
- ( 10 ) 完成シナリオ及びプレスシートの版下及び素材写真データROM 1部

## 7 業務内容

- ( 1 ) 作品制作に必要な情報の収集( 関係者への協力依頼)
- ( 2 ) 企画( 案) の作成・提出及び制作スケジュールの提出
- ( 3 ) 区担当者及び保持者との打合せ、企画の決定  
資料確認( 使用する資料の収集・決定)
- ( 4 ) シナリオの作成・提出・決定
- ( 5 ) 撮影日程の調整、撮影に関する諸手続き
- ( 6 ) 保持者聞き取り調査
- ( 7 ) ロケーション・ハンティング
- ( 8 ) 撮影
- ( 9 ) 仮編集
- ( 10 ) 仮編集試写
- ( 11 ) 音入れ( ナレーション、BGM)
- ( 12 ) 本編集
- ( 13 ) 完成品試写
- ( 14 ) プレスシート作成
- ( 15 ) 納品

## 8 制作方法及び注意事項

- ( 1 ) シナリオは委託者と協議のうえ作成すること。修正を加える必要が生じた場合は、受託者が修正を行い、最終的なシナリオを作成する。( 絵コンテなど適宜いれること。) 作成に必要な基礎資料は委託者が貸与する。校正については、最低3回は行うこと。
- ( 2 ) プレスシートは委託者と協議のうえ、受託者が構成する。作成に必要な基礎資料は委託者が貸与する。校正については、最低3回行うこと。( 色校正1回を含む)
- ( 3 ) 映像上で使用する資料について、他機関所有物等がある場合の貸借に関する手続きは受託者が行うこと。
- ( 4 ) ロケーション・ハンティングを行うこと。
- ( 5 ) 撮影は原則として荒川区職員立会いのもとに行うこと。
- ( 6 ) 撮影許可を要する特定箇所や撮影のため立ち入り禁止区域に入る場合は、委託者において許諾を得るので、事前に日程等を協議すること。
- ( 7 ) ロケーションにおいて外部電源を必要とする場合や道路使用許可が必要な場合は受託者が手続きを行うこと。
- ( 8 ) 撮影日数は5日程度とする。
- ( 9 ) 撮影の日程・時間等の決定にあたっては、保持者の業務、体調、生活を配慮し調整するこ

と。

- (10) 受託者は仮編集した映像について荒川区において試写を行い、委託者と協議のうえ試写後修正を行うこと。
- (11) 音入れは委託者と協議のうえ、委託者、保持者立会いのもと、受託者が行う。
- (12) 仮編集から本編集までの過程において、委託者の要請により、映像（音声・BGMを含む）について修正を行うこと。
- (13) 制作スタッフは、プロデューサー、監督、構成・演出、撮影、照明、音楽、ナレーター（プロ）等で構成すること。
- (14) 映像は16：9サイズ（HD画質）とすること。また、撮影機材はそれに合わせた放送業務用機器を用いること。
- (15) 必要箇所にはテロップを挿入すること。
- (16) 著作権処理が必要なBGMを使用する際には、受託者側の負担で手続きを行うこと。なお、BGMは映像の内容に相応しい選曲もしくは作曲をし、委託者との協議の上、決定すること。
- (17) 作品の制作過程を追うだけでなく、日数の経過も把握できる編集をすること。
- (18) 作品中に登場する道具、材料等の説明を適宜入れること。
- (19) スタジオでの録音（音入れ）の際、保持者の送迎は受託者が行うこと。また、原則として車両による送迎を行うこと。
- (20) 受託者は、業務の処理のために委託者から提供された個人情報並びに業務の処理の過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。
- (21) クレジット表示は、企画及び著作は「荒川区・荒川区教育委員会」、制作は受託者とする。
- (22) 保持者の都合ややむを得ない理由により、制作が中止となった場合の費用負担は、区と協議のうえ決定するものとする。

## 9 著作権等

本業務の履行により発生する全ての著作権（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む）及び意匠権、商標権等の一切の知的財産権は荒川区に帰属する。

また受託者は著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

## 10 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月11日まで

## 11 履行場所

荒川区指定場所

## 12 その他

この仕様に定めのない内容については、荒川区との協議によるものとする。